

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 令和3年3月22日（月）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき14・15）
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 中村委員 森委員 木村委員 四王天委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和3年3月22日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 審議案件  
教委第71号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間  
に関する規程の一部改正について  
教委第72号議案 小学校校務用コンピュータの賃貸借に係る損害賠償額の決定  
に関する意見の申出について  
教委第73号議案 教育委員会事務局職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長 それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。2月18日の会議録の署名者は、大場委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月5日の教育委員会定例会及び3月12日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長 【一般報告】

1 市会関係

○3/16 こども青少年・教育委員会

○3/19 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月16日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

3月19日に、予算第一・予算第二特別委員会連合審査会が開催され、予算案の総合審査が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会臨時会から本日までの報告はございません。

報告事項として、この後、所管課から、「新型コロナウイルス感染症への対応について」報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長 報告が終了いたしました。何か御質問等ございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告いたします。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。前回3月3日の報告以降の教職員の感染者は3人、児童生徒の感染者は21人、感染者が発生した学校は合計20校となっています。なお、令和3年3月19日17時現在ですが、6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は96人、児童生徒の感染者は646人の計742人となっております。また、感染者が発生した学校は325校となっています。緊急事態宣言解除となりましたけれども、学校関係者の感染者の報告は少ないものの続いています。年度末の節目となる時期を迎えますが、引き続き市立学校での感染症防止対策を継続・徹底してまいりたいと思います。

石川小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。「2 市立学校の卒業式について」を御説明させていただきます。市立学校の令和2年度卒業式は、時間の短縮や、在校生、保護者及び来賓の参列方法の検討、いわゆる呼び掛けを控える等の式典のスリム化など、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、感染拡大防止措置を十分に講じた上で、3月2日から順次、実施しております。保護者等の参列につきましては、適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を行ったり、写真撮影用の立て看板を多く設置するなどの工夫をして取り組みながら実施しております。

これは学校で実際に講じている式典の工夫の例でございます。「保護者は各家庭から1名ずつ参列する」、「座席を1m程度離して配置する」、「来賓は参列しない」、「在校生の参列は見合わせる、または、生徒会の代表生徒のみ」、「声を発さないこと前提に卒業生への証書授与の際のみマスクを外す」などの工夫の例が挙げられております。

裏面を御覧ください。実際に市立中学校と小学校で行われた卒業式の様子を撮影したものでございます。感染拡大防止措置として、卒業生と保護者の座席はお互いに1メートル程度の間隔を確保して並べております。写真では分かりづらく恐縮ですが、撮影した二つの学校では卒業生の座席と保護者の座席の椅子の数が同じであり、保護者の参列は1名ずつにしています。また、会場の2階や足元の窓は式典中も開放しており、換気に十分気をつけております。

次に「3 修学旅行について」。「(1)小中学校の状況」ですが、学校ではこれまでも、修学旅行などの宿泊行事の延期または中止、内容の精選による縮小など、あらゆる状況を想定した実施方法の検討を行ってまいりましたが、宣言期間中は特に、県外への移動や宿泊・飲食を伴う行事は延期、中止または内容の変更を行うこととしています。

参考資料でございますが、小学校・中学校における令和2年度の修学旅行実施状況をまとめたものでございます。「①小学校」では、年度当初の予定どおりに実施した学校が17校で全体の5%となっています。日程や行き先の変更はあるが宿泊により実施した学校は133校で、全体の39%でした。中止した学校が53校で15.5%。日帰りで実施した学校は138校で40.5%でした。小学校では内容を変更したものの、宿泊や日帰りにより修学旅行自体は実施した学校が全体の約8割を占めております。

一方、「②中学校」では、年度当初の予定どおりに実施した学校が5校で3.4%。日程や行き先の変更はあるが宿泊により実施した学校は21校で、14.3%でした。中止が99校67.3%で最も多く、日帰りで実施した学校は22校で15%でした。中学校では年度当初の予定を変更したものの、感染流行や受験などにより実施が困難となり中止せざるを得なかった場合が多かったものと考えております。

「(2) 高等学校の状況」です。2校が3月に県外への修学旅行を予定していましたが、緊急事態宣言が再延長されたため、中止といたしました。

3ページを御覧ください。「4 高等学校の部活動の特別措置(令和3年3月10日通知)について」です。緊急事態宣言が解除され、春季休業を中心に各種大会が実施される場合の生徒のけが防止等を考慮し、校長の判断で大会等の14日前から活動することを可能としています。特別措置の具体的な内容ですが、「土日の活動について、どちらか1日3時間程度の活動を可とする」、対外試合を含む他校との合同練習を可とするといったものです。高等学校では、宣言期間中においては土日や他校との活動は制限しておりましたが、大会参加への影響を考慮して特別措置を講じたものでございます。

次に「5 緊急事態宣言解除後の教育活動について」です。神奈川県を含む1都3県に対する緊急事態宣言が、昨日3月21日曜日をもって解除されました。これに伴って、神奈川県教育委員会から、宣言解除に伴う教育活動等に係る通知が発出されています。本市においても、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を改訂するとともに、各学校に対して、引き続き感染防止対策を徹底しながら、段階的に教育活動等の実施に取り組むよう周知しております。

「(1) 登下校への配慮」でございます。宣言期間中は特に、登下校の際の昇降口での密になる状況や、公共交通機関での混雑を避けることを目的として、児童生徒の登下校に時間差を設けたり、始業時刻を変更するなどの配慮を行ってまいりましたが、宣言解除後も当面の間、宣言期間中の対応を継続します。

「(2) 部活動」について。「ア 中学校・義務教育学校後期課程」ですが、活動日数は週4日以内として、平日は2時間以内、休日は3時間以内で活動することとします。対外試合や合同練習等の学校外での活動については、原則として、横浜市内での活動とします。「イ 高等学校」ですが、活動日数は土日祝日を含めて週5日以内とし、活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とします。対外試合や合同練習等の学校外での活動については、原則として県内での活動とします。いずれの場合でも、活動内容により感染予防が困難な場合は、当該活動自体を見合わせることで、着替えや移動など、活動を行っていない場合も可能な限りマスクを着用します。

最後に「(3) 学校開放」です。宣言期間中、活動終了時刻の限度を20時としていましたが、宣言の解除に伴って21時に変更します。なお、感染拡大防止の観点から、宣言期間中は水分補給を除き、飲食は伴わないこととしていましたが、この取扱いを継続することといたします。

御報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

四王天委員

御説明ありがとうございます。修学旅行についてですが、実施するにしろ変更するにしろ中止するにしろ、各学校の校長先生の御判断というのが非常に難しかったらろうなというのは想像に難くありません。実際に行ってみてその後の状況といいますか、何か不具合が生じたとかそういったことはございましたか。

石川小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。修学旅行などで帰校してから大きな問題があったという報告は受けておりません。事前に各学校が本市のガイドラインに基づいて計画を十分に練って感染防止対策を徹底して臨んでいて、十分配慮しながら活動した結果だと考えております。

四王天委員	特に事故もなくということで、すばらしいオペレーションをされたのだらうなと思います。ありがとうございました。
木村委員	<p>まず、卒業式を様々な形で行えて本当に良かったかなど。修学旅行等々も学校によって差はありますけれども、管理職が良い判断をされたと思います。大事なのは、よくアスリートファーストとか子供ファースト、何とかファースト、ファーストが乱用されたり誤って使われないように、やりたいからやらせるとか、言っているからやらせるのではなくて、将来にとって何が良いかということを考えるのが何々ファーストです。つまり、子供、フューチャーズファーストとかそこがあるとと思っていますので、ぜひその辺は管理職がしっかり行われているかなと思っています。</p> <p>あと一つ卒業式のこと、前回の定例会でも言ったのですが、好事例あるいは心に残ったような学校長の式辞等々、学校数が多くてなかなか難しいとは思いますが、何かあれば披露していただくと大変うれしいです。</p>
石川小中学校 企画課長	<p>ありがとうございます。昨年度と今年度は教育委員会事務局の職員が式に参列していないものですから、幾つか限られた情報ですけれども、御紹介させていただきたいと思います。中学校のほうで、修学旅行や遠足などが中止になってしまったけれども、学校の伝統である文化祭の行事を子供たちと教職員で相談して工夫しながらやり遂げたという事例がありました。そこを取り上げて、工夫してやり遂げたことをこれからの人生でぜひ生かしてもらいたいというような式辞があったそうです。あとは、コロナ禍での新しい日常だけれども、見方、捉え方を変えると新しい発見が得られるというようなことを子供たちへの励ましの言葉として伝えたという事例を聞いております。</p>
木村委員	<p>ありがとうございました。本当に大事なところですね。工夫とか考え、見方、捉え方。ずっとオリパラ教育とかを授業でやっていますよね。そこで多分出てきていると思いますし、どこかで言ったのですが、国際パラリンピック協会が作っている教本に「I'm Possible」とあります。Impossibleは不可能という英語ですけれども、Iとmのところにアポストロフィーを入れると「I'm Possible」になる。このアポストロフィーにどういう意見、考え、工夫を入れるかで、駄目だと思ったものが可能になるんだというような教えです。まさしくオリパラ教育の流れがいろいろなところに良い影響を及ぼせば良いなと思っています。ありがとうございました。</p>
鯉渕教育長	ほかにかがででしょうか。
森委員	<p>御報告ありがとうございます。私も一保護者として卒業式に参列しました。非常にいろいろな制約がある中で学校の皆さんが工夫してくださったことが伝わってくる式典でした。例えば、対面の場に参加できた保護者というところにおいては、歌が披露できないため児童が手話で歌を披露するという工夫をしていたりですとか、歌を事前に収録したものを流すというシーンにおいては音楽の先生が指揮をして、みんなに向けて精いっぱい気持ちを伝えながら指揮をしている様子が非常に伝わってきたりですとか、あとはオペレーション上ではスムーズに混乱のないよう出入りできるよう事前に座席のカードを配ったり、いろいろな工夫が見られました。それは式の中のことですけれども、式の当日のみならず、他学年とのやりとりという意味では、例えば5年生とは事前にやり取りをするような場面</p>

を設けたということも聞いています。式当日のみならず、なるべく分散して児童にとっての区切りの時間となるような工夫が非常に印象に残っています。

先ほど御披露いただいた式典の御様子などもお聞きして思うのですが、先生方が話し合っ、うちの学校において何を一番大事にしたいかを考えて決められたのだと思います。これだけはというものを残したとっていて、そこについてはある程度の自由度がありつつ、ガイドラインがありつつ決められたということは良いと思います。

ただ、来年、再来年とこういうことが続く可能性もあることを前提に、学校ごとに話し合っ、決める際の前提となることの共有も非常に大事なかなと思います。例えば考慮すべき点として、1ページ目に、保護者は各家庭から1名ずつ参列するとありますけれども、双子であったり三つ子の卒業生もいると思いますので、そういう場合は1家庭に2～3人の卒業生がいる可能性もあるということも示しながらぜひ各学校で話し合っ、ほしいですとか、そういった想像できることを材料として皆さんでお示ししながら考えていただけるといいのかなと思いました。すみません、長くなりました。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

中村委員

ありがとうございました。昨日のテレビで、物陰に高校生が3人集まっているのでインタビュアーの人が何をしているのかなと思って寄っ、いったら、「卒業式のときに大きな声で歌えなかった。でも、この3人は卒業後ばらばらになるので、今ここでほかの人の迷惑にならないように物陰で思い切り3人で歌いたいな。」というようなことをやっ、していました。やはり子供たちにとっては例年と違っ、ということ様々な思いが残っ、たかもしれないけれども、本当に今皆さんがおっ、しゃったように、制約のある中で子供たちも本当に年度をまたいでとてもよく頑張っ、たと思います。また、学校の教職員の皆さんが本当に今できることは何なのだろうということをよく考、えて、制約のある中で子供たちのために工夫して活動してくだ、さったことを本当に感謝したいとっています。

また、教育委員会事務局もオンライン授業等々、今までとは違っ、たことをいろいろ始められま、したので、あと数日で今年度は終わりますが、来年度も、人出がどっ、と増えているということなのであまり楽観視はできないとっています。ぜひ今年度いろいろ工夫して新しく始め、たことを、来年度はさらにバージョンアップして、子供たちのために生かしていただけたらありがたいなと思います。感想です。ありがとうございました。

鯉淵教育長

ほかにかがでしょうか。

特に御質問がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第72号議案「小学校校務用コンピュータの賃貸借に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第73号議案「教育委員会事務局職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第72号議案、教委第73号議案は非公開といたします。

議事日程に従い、教委第71号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について」、所管課から御説明いたし

ます。

久米職員課長

職員課長の久米です。よろしくお願いいたします。教委第71号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について」、御説明いたします。説明につきましてはホチキス留めの資料の後ろに、右肩に「教育委員会資料 令和3年3月22日 職員課」と囲んであります資料をつけておりますので、そちらを御覧ください。

まず、冒頭ですけれども、来年度どのようにフレックスタイム制度を運用していく予定かというのを御説明したいと思います。「1 横浜市教育委員会におけるフレックスタイム制度の運用の変更について」を御覧ください。事務局職員は平成31年度から本格運用を開始し、制度は浸透してきておまして円滑に運用されております。一方、学校に勤務する職員は平成30年度からの試行実施を経て、来年度、令和3年度から本格運用を開始いたします。来年度に向けて、規定の整理、運用の一部変更を次のとおり実施しますということでまとめております。上の段が事務局です。縦は今年度の令和2年度、右に来年度の令和3年度という表になっております。

まず、教育委員会事務局の運用規定です。「①職員の申告を考慮した勤務時間の割り振りに関する規則」という人事委員会で定めた規則と、「②横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」という2本の規定を基礎としまして今運用しております。この運用の規定の構造については来年度も変わりません。割り振りを決定するのは職員の申告により所属長が決定することになっておまして、来年度も変わりません。割り振りの組数という、何時からスタートかというのを何組か用意していますが、それについては15組のままで変わりはございません。回数制限についてですけれども、育児・介護で8時スタートから9時スタートの組別を使う場合は上限なしということで運用しております。ただし、それ以外につきましては、1か月の上限は5回までという決まりになっております。ただし、今年度につきましてはコロナ感染防止のため、臨時的に使用目的、上限の設定を問わず、上限を撤廃して運用を既にしております。来年度につきましては、今年度やっている運用を基本にするということで、目的を問わず上限の回数を廃止するという考えでございます。

下に学校の運用状況をまとめております。学校の制度につきましては、2月18日の教育委員会臨時会で既に承認いただいた内容ですけれども、御参考までに説明させていただきます。まず、運用規定につきましては、「教職員版フレックスタイム制度の試行に関する要綱」により試行実施ということで、今年度は、人事委員会規則では学校に勤務する職員は対象外という整理になっておりました。来年度につきましては、本格運用を開始するというので、「①職員の申告を考慮した勤務時間の割り振りに関する規則」に人事委員会規則、学校用にとすることで「②横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」を2月に制定させていただいておりますので、こちらの二つの決まり事をベースに運用していくこととなります。決定者につきましては、教職員の申告により校長が決めます。割り振りの組数につきましては、昼間勤務する職員、夜間勤務する職員ということで、それぞれ今年度は12組で運用しておりましたが、来年度は昼間勤務する職員については一つ枠を増やしまして13組ということになります。

回数制限の考え方ですけれども、昼間勤務する職員は、育児・介護で8時から8時30分開始の組別を使う場合は上限なしとしておりました。8時45分及び9時の組別を使う場合は、1か月の上限は12回。それ以外の用途の場合は、1か月の上限は5回ということで、教育委員会事務局とはまた違った、学校に合わせた回

数制限を設定しております。来年度につきましては、昼間勤務する職員につきましては、育児・介護で8時から9時にスタートする組別を使う場合は上限なしに変えます。それ以外は1か月の上限は5回ということになります。学校現場では、利用する場合に代替となる教員が必要となるため、上限は維持するという考え方であります。米印にありますけれども、実施要綱をこれから定めませんが、そちらで8時45分及び9時の組別を使う場合は上限12回ということで、学校状況に応じて各学校で選べるように、学校運営に支障がない場合は上限なしとすることができるといような整理をする予定でございます。

では、裏面を御覧ください。「2改正の趣旨」です。先ほど申し上げました人事委員会規則が次のとおり改正されますので、教育委員会事務局の規程を改正するということです。まず1点目です。新たに横浜市立学校に勤務する職員が対象となり、勤務時間の割り振りができる回数の上限は5回とされたということです。参考と二つありますが、下の図を御覧ください。フレックスタイム制度ですけれども、少し決まり事の構成を書いております。まず、横浜市一般職員の勤務に関する条例でこういったことができるということが定められております。それに基づいて、人事委員会の規則を定めております。こちらでは、今年度は先ほど申し上げましたとおり、学校に勤務する職員は対象外と決まっております。この人事委員会規則に基づいて運用する者ごとに規定を設けております。

教育委員会では、まず上のほうにあります、横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を持っております。人事委員会規則のほうで市立学校に勤務する職員は対象外となっておりましたので、当然こちらの規程のみを持っていたときは事務局の職員を対象とするものであります。今回、人事委員会規則で横浜市立学校に勤務する職員も対象ということになりましたので、何もしないと上の段の規程に学校も入るわけですが、そこは運用の対応方法が違うということで、別立てで、下に令和3年2月新たに制定とありますが、教職員向けに横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を2月に制定しております。そういったことを背景に、2の「改正の趣旨」の上の段は整理しております。

2点目の人事委員会規則の変更ですけれども、新型コロナウイルス感染症防止に係る柔軟な勤務体制の確保によりフレックスタイム制度の利用が拡大しており、特に問題なく職場運用が図られていることから、従前の対象職員は上限回数が撤廃されたということで、従前の対象職員というのは市立学校に勤務する職員以外の者ということになります。

「3改正の内容」を御覧ください。当該規程というのは、教育委員会事務局を対象とする規程になります。こちらの対象となる職員の再整理が必要となったことから「『横浜市立の学校に勤務する職員』を除く」を追記いたします。この記述がないと市立学校も含む形になり、決まりの構造上矛盾が生じることとなりますので、きちんと明記することになります。所属長が割り振ることのできる上限回数を撤廃することとし、後で御紹介しますが、「(備考)第3号にある上限回数に係る条文を削除」する。こういった二つが主な改正内容になります。

ホチキス留めの資料の4ページに新旧対照表をつけております。今御説明したものを反映したものが4ページということになっております。5ページに「【別記1】」ということで組別の表もつけておりますが、こちらは特段変更ございません。こちらの表の注釈として、「(備考)」があったわけですが、そちらの3項について削除という形になります。

御参考までに、教育委員会事務局もフレックスの割り振り実績ということで数字を入れております。4月から1月までの実績比になります。令和元年度は2,434

回でしたけれども、今年度は1万1,308回ということで、コロナの状況等も受けて使っている職員が多いのですが、特段運営に支障は出ておりません。

「4 施行期日」は令和3年4月1日を予定しております。ホチキス留めが議案になりますが、こちらは2ページに「改正理由」、3ページに実際に改正するための改正文を入れております。説明は以上です。御審議お願いいたします。

鯉淵教育長 所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

森委員 御説明ありがとうございます。1点質問ですが、こういった理解で合っているかということです。2ページ目のフレックス割り振り実績のところ、前年度は2,400回で、今年度は1万1,308回ということは、新型コロナウイルスに関わる柔軟な勤務体制の確保によって、これだけの方が本当はこれまでも利用したかったけれども利用できなかった。でも、今回柔軟になったことによって利用できるようになった人が8,900人ぐらいいる。そういう理解で合っていますか。

久米職員課長 人数ではなくて取得回数でございますので、実際に使っている職員はもうちょっと少ないです。例えば、1人の職員が1週間毎日取ったら5回と数えますので、人数はもっと少ないですが、実際に取りたかったか、もしくはコロナになって乗る電車を変えたいとか、そういう職員はやはりいたと認識しております。

森委員 ありがとうございます。人数ではなくて回数でしたね。今御説明いただいたように、もともと本当は問題なかったけれども上限があったことによって使えなかった人もいただろうし、今回新型コロナによって時間をずらしたりという、新型コロナウイルスによる要因の両方があるのだろうなどこの数字を見ながら思いました。それがどのぐらいというのは分からないかもしれませんが、今回の改正を見まして、今回の一部改正はもちろん賛成ですけれども、令和3年度からこの運用を開始しながら、次のステージに向けて検討を始めるということなのだろうなと思いました。前回の審議で、学校において上限を維持、代替えが必要なためということは決まりましたけれども、本当にそうなのかなということも運用しながら検討していくですとか、さらなるいろいろな検討を令和3年度以降もぜひ続けていただければと思いました。以上です。

鯉淵教育長 ほかに御意見・御質問等はございますか。よろしいでしょうか。  
特にほかに御意見がなければ、教委第71号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長 3月18日に1団体から、コロナ禍における児童生徒の健康で衛生的な生活の保障に関する要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思っております。委員の皆様は、内容の御確認をよろしく申し上げます。

次回の教育委員会定例会は、4月9日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月23日金曜日の午前10時から開催する

予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、4月9日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月23日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第72号議案「小学校校務用コンピュータの賃貸借に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第73号議案「教育委員会事務局職員の人事について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時3分]